

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公開番号】特開2019-63135(P2019-63135A)

【公開日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-016

【出願番号】特願2017-190019(P2017-190019)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 304 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月29日(2020.9.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機枠の上部に配された固定装飾体と、

前記遊技機枠における前記固定装飾体の前方に配され、所定の初期位置から当該初期位置よりも上方の移動位置に移動可能な可動装飾体と、を備え、

前記固定装飾体は、前面側に所定の表示部を有し、

前記所定の表示部は、前記可動装飾体が前記初期位置から前記移動位置に移動した場合、前記可動装飾体が前記初期位置にあるときよりも遊技者から視認し易くなることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機であって、

前記可動装飾体が前記移動位置に移動するとともに前記所定の表示部が視認し易くなつた場合には、前記可動装飾体が前記移動位置に移動しなかつた場合よりも、遊技者に有利な特別遊技が実行される期待度が高いことを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項1又は請求項2に記載の遊技機であって、

前記可動装飾体には、当該可動装飾体の動作とは異なる所定の動作を行うことが可能な特定の可動部が設けられており、

前記可動装飾体が前記移動位置に移動する場合、前記特定の可動部が前記所定の動作を行うことがあることを特徴とする遊技機。

【請求項4】

請求項3に記載の遊技機であって、

前記特定の可動部は、所定の発光色で発光可能な特定の発光部を備え、

前記可動装飾体が前記移動位置に移動する場合、前記特定の可動部が前記所定の動作を行うとともに前記特定の発光部が前記所定の発光色で発光することがあり、

前記特定の可動部が前記所定の動作を行うとともに前記特定の発光部が前記所定の発光色で発光した場合には、前記特定の可動部が前記所定の動作を行わず前記特定の発光部が前記所定の発光色で発光しなかつた場合よりも、遊技者に有利な特別遊技が実行され易いことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

下記特許文献1に記載の遊技機では、遊技に際して、可動部を動作させる可動演出を行う。具体的にはこの文献に記載の遊技機では、前扉の上部に、演出用の可動部が配されている。演出用の可動部は、マンホールを模した収納部から人形を飛び出させるものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2004-16722号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら上記した遊技機には、可動演出の演出効果を向上させるため、さらなる改良の余地がある。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は上記事情に鑑みてなされたものである。すなわちその課題は、可動演出の演出効果を向上させることである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の遊技機は、

遊技機枠の上部に配された固定装飾体と、

前記遊技機枠における前記固定装飾体の前方に配され、所定の初期位置から当該初期位置よりも上方の移動位置に移動可能な可動装飾体と、を備え、

前記固定装飾体は、前面側に所定の表示部を有し、

前記所定の表示部は、前記可動装飾体が前記初期位置から前記移動位置に移動した場合、前記可動装飾体が前記初期位置にあるときよりも遊技者から視認し易くなることを特徴とする遊技機である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、可動演出の演出効果を向上可能である。